



虹本8巻 訂正表

※ 又は が訂正箇所になります。 前：訂正前 後：訂正後

訂正箇所

p203

前

臨床研修中核病院

病院であって、臨床研究の実施の中心的な役割を担うことに関する次に掲げる要件に該当するもので、厚生労働大臣の承認を得たもの

- ① 特定臨床研究に関する計画を立案し、及び実施する能力を有すること。
 - ② 他の病院又は診療所と共同して特定臨床研究を行う場合にあっては、特定臨床研究の実施の主導的な役割を果たす能力を有すること。
 - ③ 他の病院又は診療所に対し、特定臨床研究の実施に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う能力を有すること。
 - ④ 特定臨床研究に関する研修を行う能力を有すること。
 - ⑤ その診療科名中に厚生労働省令で定める診療科名（10科以上）を有すること。
 - ⑥ 厚生労働省令で定める数（400名）以上の患者を入院させるための施設を有すること。
 - ⑦ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の人員が厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。
 - ⑧ 各科専門の診察室、手術室、処置室、調剤所、給食施設、集中治療室、医薬品情報管理室等の施設を有し、その施設の構造設備が厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。
 - ⑨ その他、特定臨床研究の実施に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。
- ※ 厚生労働大臣は、承認をするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

後

臨床研修中核病院

病院であって、臨床研究の実施の中心的な役割を担うことに関する次に掲げる要件に該当するもので、厚生労働大臣の承認を得たもの

- ① 特定臨床研究に関する計画を立案し、及び実施する能力を有すること。
 - ② 他の病院又は診療所と共同して特定臨床研究を行う場合にあっては、特定臨床研究の実施の主導的な役割を果たす能力を有すること。
 - ③ 他の病院又は診療所に対し、特定臨床研究の実施に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う能力を有すること。
 - ④ 特定臨床研究に関する研修を行う能力を有すること。
 - ⑤ その診療科名中に厚生労働省令で定める診療科名（10科以上）を有すること。
 - ⑥ 厚生労働省令で定める数（400名）以上の患者を入院させるための施設を有すること。
 - ⑦ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の人員が厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。
 - ⑧ 各科専門の診察室、手術室、処置室、調剤所、給食施設、集中治療室、医薬品情報管理室等の施設を有し、その施設の構造設備が厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。
 - ⑨ その他、特定臨床研究の実施に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。
- ※ 厚生労働大臣は、承認をするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。